

〈資料 2〉

公園使用要領

- ◎ 向麻山公園の使用について、次のとおり使用要領を定める。
1. 公園の全部又は、一部を独占して使用する場合は、使用 7 日前までに公園利用許可申請書を提出すること。
 2. 申請は原則として使用日の前月 1 日から受付可能とする。
 3. 使用にあたっては、立木・施設等の破損をしないこと。なお、破損した場合は申請者の負担において復旧すること。
 4. 使用終了後、ゴミ等については、持ち帰ること。
 5. 施設に備え付けの道具は、元の場所に返すこと。
 6. 公園内での花火、キャンプ、ゴルフ練習等は禁止とする。
 7. 公園駐車場以外の場所に車輛を乗り入れないこと。(路上駐車は禁止)
 8. 公園利用者及び関係者以外の者の駐車場の使用は禁止とする。
 9. 使用時間を厳守すること。(使用許可を受けた場合)
 10. 他の人の迷惑にならないように利用すること。